

1. ハンセン病国家賠償請求訴訟

一 立ち上がった 13 人

1998（平成 10）年 7 月 31 日、国立ハンセン病療養所である星塚敬愛園（鹿児島県鹿屋市）と菊池恵楓園（当時、熊本県菊池郡合志町）の入所者 13 人が、国を相手取り熊本地方裁判所に国家賠償請求訴訟を起こした。これが、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟の始まりだった。

ハンセン病について強制隔離を定めた「らい予防法」は既に 1996（平成 8）年に廃止されていた。ハンセン病はらい菌による感染症であるが、これがうつりにくい病気であることは既に戦前から知られていた事実であった。にもかかわらず、わが国はハンセン病についての強制隔離政策を長く続けてきた。「らい予防法」の廃止はこのことを前提にした措置であることは明らかだった。

しかし、法廃止に当たって、国は強制隔離が間違っていたとはしなかった。当時の厚生大臣の謝罪の場面はあったが、法廃止が遅れたことだけをわびるものだった。いつまでに廃止すべきだったかは明らかにはされなかった。国の責任は何ら明確にされなかった。強制隔離を受けた者への賠償は全くなかった。

隔離の壁を越えて社会に復帰するには既に多くの者が高齢に達し、またハンセン病特有の後遺症をかかえていた。家族から切り離された入所者を引き取る親族はなく、入所者等の多くには子どももいなかった。社会にはまだハンセン病に対する根強い偏見と差別が存在した。何らかの援助がなければ、社会復帰は望めなかった。

1998 年 3 月、国はようやく社会復帰策を明らかにした。療養所からの退所を望む者には合計で 150 万円を支給するという（後にこれは 250 万円に引き上げられた）。しかしその後は何の補償もない。これで退所を決意した者はわずかだった。

入所の継続を希望する者には在園を保障するという話もあったが、他方では療養所の統廃合を含めた療養所の将来構想の話も出ていた。

およそ 90 年にわたる強制隔離により辛酸をなめさせられてきた者にとって、この「らい予防法」廃止は、何ら新しいものをもたらさなかった。

だが、裁判を起こすことは容易ではない。何よりも入所者は国立療養所の中で国費に支えられて生活していた。国に対して裁判を起こすことができるのか。裁判をしたら園から追い出されると本気で思っていた者も多かった。そういう中で、13 人が立ち上がった。孤立を恐れず、人間としての誇りをかけた提訴だった。

二 日本の強制隔離政策（国の責任）

わが国で最初にハンセン病に関する対策が講じられたのは、1907（明治40）年の「癩予防ニ関スル件」という法律によるものである。それ以前、わが国では放浪するハンセン病患者もあり、これらの人々を救済していたのは、主に外国人の宗教家などであった。何ら救済措置を取らない日本政府への海外からの批判も強くあった。国はこうした事情を背景に、ハンセン病を文明国にあるまじき「国辱」と捉えていた。1907（明治40）年の法は、こうした放浪する患者を警察的に取り締まるという意味を強く持っていた。

この法律に基づき、全国にハンセン病療養所が造られていった。

1916（大正5）年には、療養所の所長に対して懲戒検束権が与えられた。所長は裁判手続によらず自由に療養者に対する懲戒を実施できた。各療養所には監禁室が設置され、極めて恣意的な処分がなされた。特に療養者たちが恐れたのは、全国の「不良患者」を収容する目的で1939（昭和14）年に設置された群馬県栗生楽泉園の「重監房」と呼ばれた拘禁施設である。厳重な施設がなされ、光も十分に差さず、冬期には零下17度にまで気温が下がった。監禁されると十分な寝具や食料も与えられず、記録によるだけでもここに収容された92人のうち14人が監禁中または入室当日に死亡した。

療養所は社会と完全に隔離された治外法権の収容所となっていたのである。

1931（昭和6）年には、新たに「癩予防法」が制定された。「癩予防法」は、戦争とファシズムを背景に、「民族浄化」の理念の下、ハンセン病を根絶するという目的を持っていた。この法律により、放浪する患者のみではなく、全ての患者が収容されることとなった。わが国のハンセン病絶対隔離政策がこの法律の下で確立されていった。

この絶対隔離主義を背景に、全国的には「無らい県運動」が展開され、国民にハンセン病が恐ろしい伝染病であるとの恐怖心を植え付けた。

終戦後、ハンセン病療養所内の空気を一変させる重大な出来事が二つあった。一つは、ハンセン病の特効薬、プロミンに代表されるスルフォン剤の登場である。劇的に症状を改善させるこの薬は、ハンセン病を「治る病気」にした。

もう一つは民主主義である。戦後民主主義の動きは療養所内にも及んだ。自治会の活動が再開され、さまざまな改善要求が出され、多くの入所者は未来に明るい展望を見ていた。「癩予防法」に対してもその見直しを求める声が沸き起こってきた。

1947（昭和22）年、基本的人権の擁護を基調とする日本国憲法が制定された。本来であれば、人権侵害の絶対強制隔離政策は根本から見直されるべきだった。しかし、国の政策に変化はなかった。国は同じころに、全てのハンセン病患者を入所させる方針を打ち立て、強力な強制収容を進めた。「第二次無らい県運動」である。わが国のハンセン病患者のほとんどが療養所に収容された。多くの療養者の願いをよそに、国は隔離を強化する規定を持つ新「らい予防法」を「癩予防法」の改正案として国会に上程した。

1953（昭和28）年、多くの入所者の命をかけた反対運動にもかかわらず、「癩予防法」はその政策の基調を維持したまま「らい予防法」に改正された。これに反対する入所者の運動は、社会に知られることもなかった。1960（昭和35）年、世界保健機関（WHO）が

ハンセン病の隔離政策をやめるようにとの勧告を出す、これも日本の隔離体制を揺るがすことはできなかった。

1953（昭和28）年の新法の制定に当たっては、「近き将来本法の改正を期する」とする参議院厚生委員会の付帯決議がなされた。しかし、実際に法が廃止されたのは、これから43年もの時を経た、1996（平成8）年であった。

三 未曾有の人権侵害（被害）

この90年に及ぶ強制隔離政策の下で、ハンセン病患者に対してなされた人権侵害は他に類を見ないほどに深刻なものだった。ハンセン病患者は療養所に隔離されただけでなく、種々の深刻な人権侵害を受けた。次に挙げるのはその被害の一端である。

（強制作業）

ハンセン病療養所は、「療養所」とは名ばかりの強制収容所であった。医療スタッフも設備も乏しく、生活介護者もない中で、重症患者の看護や身の回りの世話は軽症の患者が担わなければならなかった。園内のあらゆる生活の整備が患者の手に委ねられた。伝染の恐れのない軽症患者の収容はまさにこうした所内の労働のためであったと言ってよい。ハンセン病の症状としての重い感覚障害を持つ患者らはこうした強制作業のために、手足に傷を作り、化膿させ、いともあっさりと「切断」を宣告されて、指・手・足を切断され、あるいはその機能を失っていった。

（断種・墮胎・嬰兒殺）

また、療養所では子どもを産み育てることも許されなかった。園内の結婚は認められていたが、多くの療養所では男性が断種をすることが結婚の条件あるいは夫婦舎への入居の条件とされた。「誤って」妊娠すれば墮胎が強要された。妊娠後期になっていても墮胎は敢行され、生きて産まれてきた子どもはその場で窒息させられ、あるいはそのまま放置されて殺された。こうした墮胎・断種は1948（昭和23）年までは非合法に行われていたが、1948（昭和23）年には、なぜか、重要な議論もなく、「優生保護法」にハンセン病条項がもうけられ、その後は「合法」の衣をまとって行われた。

国のとった「らい根絶策」はまさに病気ではなく患者の根絶策であり、子孫を残すこと自体が許されなかった。命の未来が無残に奪われていった。

（偏見・差別）

国がハンセン病を強制隔離の必要な恐ろしい伝染病であるとして施策を推し進めたことは、ハンセン病に対する正しい知識を覆い隠してしまい、国民に強い偏見を植え付けた。家族の一人がハンセン病患者の烙印を押されて療養所に収容されると、家は派手な消毒を受

け、家族は村八分に遭い、親族の結婚話が破談にされるなどの差別を受けた。家族の生活を守ろうと、病者と絶縁する家族も多かった。よしんば、快復して療養所を出て社会生活を試みても、この偏見・差別を恐れて、時には家族にさえも自己の病歴をひた隠しにして、ひっそりと生きていくより他ない地位に置かれた。

四 訴訟の広がり

長い間、法律家はこの問題を放置してきた。「らい予防法」廃止の間際、ようやく九州弁護士連合会は、星塚敬愛園の入所者であった島比呂志氏からの手紙をきっかけにこの問題に取り組み始めた。

裁判を起こすことになった時、弁護団は全九州の弁護士に代理人になることを呼びかけた。これに応じた弁護士は 145 人にのぼった。

弁護団は、提訴に当たって、二つのことを宣言した。一つは、この裁判を 3 年で解決するという事。原告はいずれも高齢に達していた。全国の療養所の平均年齢は 70 歳を超えていた。時間がなかった。もう一つは、原告を全国で 500 人にすること。当時全国の 13 の国立ハンセン病療養所の療養者数は概算で 5000 人と言われていた。この裁判は単に裁判に勝って賠償金を獲得するだけではなく、強制隔離の被害を受けた者の可及的な人権回復と今後の生活保障が問題となっていた。これを実現するためには、広範な国民的支持が必要であるし、そのための運動主体の確立は必須のことだった。少なくとも療養者の 1 割の原告が必要だと弁護団は考えた。

当初「500 人の原告団」という目標は困難なものに思われた。提訴を歓迎しない療養所の入所者自治会もあり、園内の雰囲気は、裁判に冷ややかであるように見えた。園の周りの者にさえ提訴を内緒にする例が数多くあった。

入所者らが提訴をためらうのにはいくつも理由があった。園を追い出されないか。名前が知れて家族に迷惑をかけることにならないか。世話になっている国に対して裁判はできない。請求額である 1 億円が高すぎるとこれにこだわる者もいた。

原告団、弁護団は、この裁判は、強制隔離政策を行ってきた国の責任を問うものであること、長い隔離の歴史に苦しめられたハンセン病元患者らの名誉を回復し人間として復権するための裁判であること、HIV 訴訟で確立された匿名訴訟の方式を取っていて、名前が外に出ることはないこと、在園を保障させ、今後の生活を権利として確保するためにもこの裁判が重要であることなどを各園での説明会で繰り返し繰り返し話をした。こうして提訴を重ねていくごとに着実に原告は増えていった。

原告らが在園する療養所も、星塚、菊池の 2 園から、奄美和光園、宮古南静園、長島愛生園へと広がっていった。園を退所して社会で生活している退所者も原告に加わった。1999（平成 11）年 3 月には、大島青松園の大量提訴があり、邑久光明園からも原告が出た。熊本地裁の訴訟は西日本一帯の国立療養所をカバーする大型訴訟になっていった。

他方、熊本地裁に提訴した原告らは、他の地域の療養所の入所者らに訴訟を起こすことを呼びかけていた。弁護団も、他の地域の弁護士に働きかけを行った。

こうして、1999（平成 11）年 3 月 26 日に東京で、同年 9 月 22 日には岡山で、同種の訴訟が提起された。三つの訴訟の弁護団は、互いに連絡を取り合い、同年秋には全国ハンセン病訴訟弁護団連絡会を立ち上げた。三つの訴訟は、それぞれがカバーする地域に従って、「西日本訴訟」、「東日本訴訟」、「瀬戸内訴訟」と名づけられた。西日本訴訟は瀬戸内 3 園といまだ提訴者のなかった沖縄愛楽園を含む西日本 8 園をカバーした。東日本訴訟は、関東、東北の 5 園をカバーした。瀬戸内訴訟は西日本訴訟と共存しながら瀬戸内 3 園をカバーした。

西日本訴訟が大型訴訟としてさらに飛躍的に発展したのは、1999 年 12 月に沖縄愛楽園の入所者ら、沖縄の退所者らの爆発的な大量提訴が始まってからである。

沖縄のハンセン病療養所は、強制隔離に苦しめられただけでなく、不幸にも戦火に見舞われ、ハンセン病元患者らは二重の苦しみを受けていた。沖縄は、全国的には発病率の高い地域でもあり、多くの人が強制隔離の被害を受け、差別や偏見に苦しめられていた。この地域に裁判の情報が広がるにつれ、次々に大量の提訴者が現れた。

こうして訴訟の輪は確実に広がっていき、2001（平成 13）年 5 月 11 日の熊本地裁での判決前までには、西日本訴訟 589 人、東日本訴訟 126 人、瀬戸内訴訟 64 人、全国で合計 779 人の大原告団が出来上がっていた。目標の 500 人を既に凌駕していた。

五 支援の広がり

最初の提訴の時から、裁判への支援をどう広げていくかは、重要な課題だった。支援の会は、まず最初に熊本、鹿児島、大分などの地域に次々に立ち上げられた。宗教団体などの支援の輪もこれに加わっていった。1999 年 6 月には、これらを緩やかにネットワークするものとしてハンセン病訴訟支援全国連絡会議が設立された。

以後数々の集会、学習会が各地の支援の会によって開催されていった。2000（平成 12）年 12 月には結審前 1000 人集会、2001 年 5 月 10 日には判決前夜 2000 人集会を成功させることができた。各地の支援団体は、ハンセン病問題の解決を国に要請する自治体決議要請行動に取り組んだ。熊本県では全ての自治体に呼びかけを行った。これに応じて多くの自治体が要請決議を挙げた。また、支援団体が全国で取り組んだ熊本地裁結審後の裁判所に対する公正判決要請署名は、判決前までに 13 万筆を突破した。

支援団体の存在は、原告らを大きく励ました。これまで社会から疎外されて生きてきた原告らにとって、一般の多くの市民が自分たちの運動を支援し、共に泣き笑いしてくれるというのは新鮮な発見だった。原告らは一つ一つの行動に参加し、多くの支援の人たちと出会うことによって、自分たちの要求の正しさへの確信を深めていった。

さらに、入所者の組織である全療協（全国ハンセン病療養所入所者協議会）も、2001年春までにこの裁判に積極的に取り組む方針を確認した。

六 訴訟の進行

「3年で解決する」という目標を定めた弁護団は、これを可能にする訴訟日程を設定し、これに従って訴訟行為を進めていった。

1998（平成10）年7月31日の提訴以来、2001（平成13）年1月12日に結審するまでのおよそ2年半の間に、15回の弁論と、1回の検証と、6回の出張尋問を終えた。

調べた原告側証人は、責任論の専門家証人3人、損害論の専門家証人1人計4人。強制隔離政策を明確に違法と断じる専門家の証言はこの訴訟の大きな流れを決した。

原告本人尋問を行った原告は24人。8回に及ぶ原告本人尋問の内訳は、法廷で3回、法廷外で1回、原告の自宅で1回、大島青松園、長島愛生園、星塚敬愛園、奄美和光園の各園でそれぞれ1回ずつ。そこで語られた強制隔離の被害の実態は、弁護団の当初抱いていたイメージをはるかに超えるすさまじい人権侵害の現実だった。

裁判官が直接療養所に出向き、隔離の現場で被害者の話を聞いたことの成果は大きかった。特に、最初の園での本人尋問となった大島青松園は、高松から厚生省の船で小1時間揺られていく小さな島に存在する。この尋問に杉山裁判長は自ら出向いた。小1時間の船の行程はまさに隔離の行程だった。療養所の他には取り立てて何もない小さな島はまさに隔離の島だった。この小さな島は、裁判長に強制隔離の強烈なイメージを植え付けた。これは、その後の訴訟進行に大きな影響をもたらした。

被告国は、当初、被告側で調べる証人はないと言っていたにもかかわらず、2000（平成12）年7月になって急に証人を申請すると言い始めた。証人の特定は9月まで引き延ばされた。既に7月の時点では、10月までに証拠調べを終了し、11月と12月に一度ずつ弁論が予定されていた。弁護団は11月10日までに最終準備書面を提出し、12月8日には結審ということで準備を進めていた。被告の強引な割り込みで、この予定が大幅にずれ込むことが予想された。

しかし、裁判所は、国の証人尋問を許容しつつ、10月と11月に被告側の3人の証人尋問を押し込むことで12月結審の可能性を残した。11月10日の尋問は朝9時30分に開始され、終了したのは午後7時15分だった。その後進行協議も行われたため、最終終了は午後8時を回っていた。裁判所は既にこの時、原告らには早急な問題解決と人権回復が必要であることを十分に理解していた。さらに、来年3月に転出が予想された裁判長は、判決を自らが書くことを決意していたのだ。

ただ、被告が東日本で行う被告側証人尋問（12月12日実施）の調書をも証拠にしたいと申し出たことで、結審は翌年1月12日となった。

弁護団は12月8日を事実上の結審とし、この日大部の最終準備書面を提出し、弁論を展開した。そして1月12日に補充の書面を提出し、補充の弁論を行って、ようやく結審となった。

1月12日に結審したのは、1次から4次提訴までの127人だった。1次提訴から2年5カ月余。国賠訴訟としては異例のスピード結審となった。

七 国の応訴態度

弁護団が展開した主張の要旨は、国が行ってきたハンセン病に対する強制隔離政策は1907（明治40）年の政策の当初から必要ないものであり、1947（昭和22）年の日本国憲法の施行により違憲・違法なものとなり、この強制隔離政策により、ハンセン病元患者らは、深刻な全人格的な人権侵害を受け続け、この不法行為は「らい予防法」が廃止された1996（平成8）年まで続いていた、というものである。

これに対して国は、まず隔離は1981（昭和56）年まで必要だったと主張した。1981年というのは、ハンセン病に対する「多剤併用療法」と呼ばれる治療法が確立した時期を言う。確かにハンセン病治療に関する医学的知見は戦後大きく進歩した。「多剤併用療法」によれば後遺症も残さず、再発の恐れもなく、ハンセン病を完治させる。しかし、プロミンに代表されるスルフォン剤単剤でも完治する人は大勢いた。スルフォン剤の投与で感染力は決定的に力を失った。社会状況の変化を背景に新たな患者の発生はごくわずかな人数となってきていた。国の主張は、例外的な難治性の症例までをも完治させる治療法が確立されなければ、伝染性があるがなかろうが隔離政策は解除されないというに等しかった。国の主張の中には、隔離によって奪われる人権への配慮はみじんもなかった。

また、国はこの事件に20年間の除斥期間の適用を主張した。提訴の時から遡って20年を経過した事項については損害賠償の請求を許さないという民法の規定を本件にも適用せよというのである。国は、国中のほとんどの患者を隔離し、自分の手中に管理しながら、これらの人が裁判を起こせなかった不利益を全てこれらの人の負担に押し付けようとしていた。そして証拠調の範囲を過去20年間に限定させることで、強制隔離政策の事実そのものが明らかになることをも妨害しようとした。しかし、原告の主張は、国の絶対隔離政策による国の行為は1996年まで続く一体的な行為であるというものである。行為が完了するのは「らい予防法」が廃止された1996年である。行為が完了しない以上、除斥期間の適用はない。

さらに、国はこれらに付随して、人間として容認できない数々の主張を行った。

「所内作業は強制ではなく、患者の慰安と健康増進を目的としたものだった。」

「断種・墮胎は同意に基づくものだった。国立病院で子どもを産み育てることができないことは当然である。子どもが産みたければ園を出て行けばよかったのだ。」

「ハンセン病に対する差別・偏見は古来から存在するもので国の政策とは無関係である。」

これらの主張は当然のことながら多くの患者・元患者の怒りを呼んだ。原告の中には、「らい予防法」廃止を見て、これからはのんびり余生を送ろうと思っていたのに、この主張を見て黙っていられなくなった、と提訴を決意した者もいた。

この上さらに、国側の証人尋問において証人となったある厚生官僚は、「原告の請求が認められるようであれば、療養所における処遇を見直さなければならない」と証言した。これは、裁判を起こせば園を追い出されるのではないかとの心配を抱いてきた原告らに対する恫喝であった。同じく国側の証人となったある療養所所長も同様の考えを示した。

これに対して裁判長は、この療養所所長に対し次のような尋問を展開した。

裁判長 「裁判を受ける権利というのは分かりますか？」

証人 「はい、分かります。」

裁判長 「裁判を受ける権利というのは、裁判をしたその結果により何ら不利益を受けないということを言うのではありませんか？」

証人 「そうです。しかし、集団の中で生活しているので自治会の対応があったりして現実としてはいろんなことが起こり得る。」

裁判長 「裁判の結果によって処遇の枠組みを不利益にしたりすることに賛成ですか？」

証人 「賛成ではありません。」

裁判長 「もしそういう（不利益を課すような）動きがあったらあなたは反対するということですか？」

証人 「そうです。」

原告本人尋問においては、国側の代理人の尋問は露骨だった。

「あなたは自分で生活費を出していますか？」

「医療費を出していますか？」

「1億円の請求の明細は何ですか？」

「国に面倒みてもらって生活しているくせにこの上国に何を要求するのか」と言わんばかりのこれらの質問に、原告の誇りは傷つけられた。国は判決後、強制隔離政策については謝罪を行ったが、こうした原告の誇りを傷つけるような応訴態度についてはいまだ一片の謝罪もない。

八 判決

2001（平成13）年5月11日の熊本地裁判決は、ほぼ全面的に原告側の主張を認めた。

判決は、隔離の必要性について、1953（昭和28）年の「らい予防法」は、「制定当時から既に、ハンセン病予防上の必要を超えて過度な人権の制限を課すものであり、公共の福祉による合理的な制限を逸脱していたというべきであり、遅くとも1960（昭和35）年には「その合理性を支える根拠を全く欠く状況に至っており、その違憲性は明白」であり、さらに、これを1965（昭和40）年に至っても放置し続けた国会議員の行為も違法であり、「国会議員の過失も優にこれを認めることができる」と判示した。除斥期間の適用も認めなかった。

強制作業についても事実を認めた。

断種・墮胎については、「被告の右主張は、入所者らの置かれた状況や優生政策による苦痛を全く理解しないものといわざるを得ず、極めて遺憾である」とまで言い切った。判決の中で、一方当事者の主張を単に斥けるのではなく、それを主張すること自体「遺憾である」と批判することは異例のことである。

差別・偏見についても、これは国の政策が新たに生み出したもので、それまでに存在した差別・偏見とは質を異にすると指摘し、政策はさらにこれを助長、維持したとした。

また、この判決によって処遇の見直しは行われるべきではないということをあえて述べている。

さらに判決は、原告らの被害を、「人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きく損なわれ」た人格そのものに対する被害であると評価した。

ある原告は、この判決を「愛の判決」と呼んだ。ある原告は、「ようやく人間として認められた」と顔を上げた。

九 国の控訴断念

5月23日、小泉首相は熊本の判決に対する控訴断念を表明した。5月25日の控訴期限の経過によって歴史的判決は確定した。

これを可能にしたのは判決直後から進められた以下の取り組みだった。

- ① 首相官邸や各大臣宛の全国からの大量のFAXや手紙・Eメール
- ② 全療協と共同した根気強い首相との面談の申し入れと関係各大臣との面談
- ③ 国会議員への働きかけ。既に4月には国会内で超党派の議員懇談会が誕生していた。判決は明確に国会の責任を認めており、国会の動向は重要な鍵となった。
- ④ 国会議員による議会でのこの問題の追及。
- ⑤ マスコミへの積極的な働きかけ。マスコミはこの問題を全国的に連日報道した。

- ⑥ 5月21日の全国一斉大量提訴。全国で923人の提訴となり、このニュースは各紙一面で報道された。原告の数はそれまでの倍以上となった。被害者自らが熊本地裁判決を守ろうと立ち上がったのである。

十 判決確定後の動き

原告団・弁護団は、訴訟の早い時期から、この問題の全面解決の4つの柱を設定していた。①謝罪、②賠償、③恒久対策、④真相究明である。

判決確定後の動きは、大きく分けて、謝罪・賠償問題をめぐる司法解決と、恒久対策・真相究明をめぐる厚労省交渉の2本立てとなった。

国は控訴断念後、賠償問題の解決のために、ただちにハンセン病補償法の策定に取り掛かった。この法律は6月15日に制定され6月22日施行となった。これは、国の隔離政策の全ての被害者に補償を行うとするもので、その意味では高く評価できるが、他方裁判をせずに補償金がもらえるなら原告にならなくてもいいという動きもあった。しかし、全面解決要求を掲げてきた原告団を一時金の支給だけで解体するわけにはいかない。幸い多くの原告は、補償法による「補償金」ではなく、国の責任を明確にした上での「賠償金」の支払いを求めた。新たな提訴者も増えた。原告団は全面的な問題解決のためいっそう団結を強めた。

その後の裁判は、法務省との交渉を通じて内容が煮詰められ、7月16日、東京地裁が基本合意の内容を和解勧告し、翌日厚労大臣がこれの受け入れを表明し、7月19日、熊本地裁で最初の和解が成立するに至った。7月22日には、原告団と厚労大臣との間で、この基本合意が正式に調印された。以後、熊本、東京、岡山の各地裁で次々に和解が成立していった。

基本合意は、①国は謝罪を行うこと、②熊本判決に従った一時金支給を行うこと、③国の法的責任に基づいて恒久対策を行うこと、という三つの柱を確認している。これにより、司法解決のルールが確定した。以後入所者と退所者については、本人の選択によりハンセン病補償法か、提訴した上で司法解決ルールに従って和解するか、いずれかの方法でもほぼ同レベルの補償を受けられるようになった。

ところが、この段階で国は遺族原告と入所歴のない原告（非入所原告）との和解を拒否した。7月27日、解決をしづる国に対して、熊本地方裁判所は、いずれの原告も賠償の権利を有するとの所見を表明したが国を翻意させるに至らなかった。遺族・非入所原告の訴訟活動は継続され解決は先へ延ばされた。

他方、厚労省との協議は、原告団、弁護団、全療協からなる統一交渉団として進められ、6月29日の第一回協議を皮切りに7月までに3回持たれた。だがここで退所者の社会生活支援策をめぐって協議は難航した。この年の秋、粘り強い交渉が続いた。

12月7日、熊本地裁では遺族・非入所原告の訴訟が結審した。結審直後裁判所は具体的な金額を入れた和解所見を示し、国に対して和解勧告を行った。それでも国の態度は変わらず、裁判所は引き続き12月18日、12月7日に公表した和解金額の根拠を示す和解所見を出した。同日、原告団・弁護団は厚労省前で集会を行い、国に対し和解を迫った。国が和解のテーブルに着くことを表明したのは暮れも押し迫った12月27日だった。

厚生労働省との協議はこれと並行して進み、11月の第4回協議会を経て、12月25日、ついに厚労省と統一交渉団は第5回協議会で合意に至った。この時取り交わされた確認事項は、その後の国のハンセン病問題対策の基本方針となった。また、厚労省との協議は今後も、①謝罪・名誉回復、②在園保障、③社会復帰・社会生活支援、④真相究明の四つをテーマに毎年定期的に行われることが確認された。国の行うハンセン病対策はここでの協議を通じて実現されていくことになった。

翌2002（平成14）年1月28日、遺族・非入所原告との和解について原告団と国との間で基本合意が成立した。引き続き、1月30日、熊本地裁で最初の和解が成立した。以後、遺族・非入所原告についても、裁判所での和解を通じて補償金を受けられることになった。補償に関する全てのルールが確立したのだった。

十一 国賠訴訟の意義

国賠訴訟の意義は次のように要約することができる。

- ① 約90年間わが国で続いた強制隔離政策を憲法に照らして違憲と断じたこと。
- ② 国と国会の責任を明らかにしたこと。
- ③ 隔離政策がもたらした被害の実態を明らかにしたこと。
- ④ 隔離政策の被害者に対する補償の道を開いたこと。
- ⑤ わが国のハンセン病問題対策の転換に大きな転機を与えたこと。
- ⑥ 訴訟活動を通じて正しいハンセン病の知識を国民の間に広げ、その意識の変革に大きな転機を与えたこと。
- ⑦ 長年差別と偏見に苦しんできたハンセン病病歴者に人間としての誇りを取り戻させたこと。ただ、あえてこの項に付言すれば、この訴訟をたたかった原告らは、裁判によって解放されたのではなく、困難な中に勇気をもって踏み出すことで、自らを自らの手で解放したのだと言うべきである。